

○ 立田山野外保育センター利用規程

(目的)

第1条 この規程は、立田山野外保育センター設置規則(以下「設置規則」という。)第12条の規定に基づき、立田山野外保育センター(以下「センター」という。)の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用料)

第2条 センターの付帯設備利用料は、別表1のとおりとする。

2 センターの備品等の利用料は、立田山野外保育センター運営委員会が定める。

(利用の予約)

第3条 センターを利用しようとする者は、翌年度の利用予定日を2月1日から予約できるものとする。ただし、2月1日がセンターの休所日、土曜日及び日曜日に当たるときは、その日後において最も近い休所日でない日からとする。

2 予約されていない期日の利用申込は、随時受付けるものとする。ただし、宿泊利用の申込は、原則として利用期日の30日前までとする。

3 センターの利用は、宿泊利用を優先するものとする。

(利用許可申請書)

第4条 設置規則第8条の規定により利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書(様式第1号)を一般社団法人熊本市保育園連盟理事長(以下「理事長」という。)へ提出しなければならない。

2 理事長は、前項の利用許可申請書を受け、その利用を許可する場合は利用許可書(様式第2号)を交付する。

3 理事長は、第2項の利用許可にセンターの管理運営上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、入所の際利用許可書をセンター職員に提示しなければならない。

(利用の中止等)

第5条 利用者が利用開始前に利用を取り止めるとき、または利用者数等の変更がある場合は、利用中止(変更)届(様式第3号)を理事長へ提出しなければならない。

2 当該届けは、利用期日の14日前までに提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 宿泊の場合は、午前10時から翌日の午前10時までの間

(2) 日帰りの場合は、午前10時から午後4時までの間

(利用者の定員)

第7条 センターの利用定員は、原則として次の各号に掲げる数とする。

(1) 宿泊の場合は、60人(児童50人、引率者10人程度)とする。

(2) 日帰りの場合(屋外のみを利用する場合を除く)は、150人(引率者を含む)とする。

(利用権譲渡の禁止)

第8条 利用者は、他の者に利用権を譲渡してはならない。

(禁止行為)

第9条 センターにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに動植物などを傷つけ、又は採取すること。

(2) 許可された場所以外で火気を使用すること。

(3) その他管理運営上必要と認めて禁止した事項。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、センターの利用を終了したときは、利用した施設、設備等を所定の位置に返却するなど、すみやかに原状に回復しなければならない。

(事故・傷病等への対応)

第11条 利用者の責任に起因する事故・傷病等については、利用者の責任で対応することとする。

(補 則)

第12条 この規程を変更しようとするときは、理事会において出席理事の過半数の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成14年1月9日から施行する。

この規程は、平成14年6月11日から施行する。

この規定は、平成17年6月1日から施行する。

この規則は、一般社団法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

別表1

区 分	宿泊利用の場合	日帰り利用の場合
森のお風呂(五右衛門風呂を含む)	無 料	3,000円/回
五右衛門風呂	無 料	1,000円/回
森の食堂(調理器具、冷蔵庫等の利用料)	無 料	1,000円/回
森のサークル(キャンプファイヤー場)	無 料	1,000円/回
冷暖房設備	1部屋 1,000円 2部屋 1,300円 全館(3部屋以上) 1,600円	1部屋 500円 2部屋 700円 全館(3部屋以上) 900円

(様式第1号) 省略

(様式第2号) 省略

(様式第3号) 省略